

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-6-1
提出年月日	令和5年5月11日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	2.1-5	以下の記載について、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大規模な損壊(建屋損壊に伴う広範囲な機能の喪失等)が発生した場合 (新) 大規模な損壊(建屋損壊に伴う広範囲な機能喪失等)が発生した場合	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	2.1-31 2.1-222	以下の記載について、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) さらに、消火活動専用の通信連絡が可能な無線連絡設備、 <u>衛星電話設備</u> を配備する。 (新) さらに、消火活動専用の通信連絡が可能な無線連絡設備 <u>及び衛星電話設備</u> を配備する。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	2.1-51	以下の記載について、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) (2) 個別の事象に対する発電用原子炉施設安全性への影響度評価(起因事象の特定) (新) (2) 個別の事象に対する発電用原子炉施設 <u>の安全性</u> への影響度評価(起因事象の特定)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	2.1-57	以下の記載について、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 大規模な損壊(建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等)が発生した場合 (新) 大規模な損壊(建屋損壊に伴う広範囲な機能喪失等)が発生した場合	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	2.1-84~2.1-193 (第2.1.5表, 第2.1.6表, 第2.1.8表, 第2.1.12表, 第2.1.13表, 第2.1.16表)	第2.1.5表~第2.1.17表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」のうち、技術的能力1.2, 1.3, 1.5, 1.9, 1.10, 1.13について、審査進捗の反映を行った。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	2.1-208	以下の設備名称について、記載を適正化した。(下線部参照) (2箇所) (旧) CV水素濃度計電源盤 (新) CV水素濃度計電源盤	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	添付2.1.3-11	表中の記載について、以下のとおり誤記を訂正した。(下線部) (旧) 8-14 可搬型大型送水ポンプ車代替原子炉補機冷却水ライン接続口 (新) 8-14 可搬型大型送水ポンプ車代替原子炉補機冷却水ライン接続口	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	添付2.1.3-13 添付2.1.4-4 添付2.1.8-3	以下のとおり、設備名称を修正した。 (旧) アニユラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンベ (新) アニユラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスポンベ	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	添付2.1.5-18	水素の熱伝導率について、以下のとおり「約」を追記した。(下線部) (2箇所) (旧) 0.18W/(m・K) at25°C, 1atm (新) <u>約</u> 0.18W/(m・K) at25°C, 1atm	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	添付2.1.5-18	一酸化炭素が発生した場合の影響に係る記載について、空気の熱伝導率を追記するとともに、一酸化炭素の熱伝導率について単位を合わせるように修正した。参考として大飯3/4号SA52条の記載を引用した。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.7.0)	添付2.1.9-1	以下の記載について、記載を適正化した。(下線部参照) (各4箇所) また、資料名称の適正化に合わせて、目次にも反映した。 (旧) NEI_06-12 NEI_12-06 (新) <u>NEI_06-12</u> <u>NEI_12-06</u>	